

徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例を改正しました！

徳島県特殊詐欺等の被害の防止に関する条例

【主な改正内容】

「振り込め詐欺等」 → 「特殊詐欺等」へ

◇従来の振り込め詐欺等に加え、SNSを利用した「投資・ロマンス詐欺」や「アポ電強盗」なども広く条例の対象とし、多様化する詐欺の手口に的確に対応（条例の名称・第2条：定義）



青少年を被害者にも加害者にもさせない取組を新設

◇保護者や教育関係者、地域住民等、青少年の育成に携わる大人が青少年に対する指導、助言等を行う努力義務を規定（第6条：青少年の育成に携わる者の役割）



県民・事業者の役割を明確化

◇コンビニやドラッグストアなど、詐欺に悪用されやすい「電子マネーカードの販売者」や、「闇バイト」の募集を防ぐため、「職業紹介事業者」を事業者に追加（第2条：定義）

◇事業者と警察等との連携を明記（第5条：事業者の役割）

◇県民・事業者がいわゆる「闇バイト」募集情報等を見つけた際に、「インターネット・ホットラインセンター※」や警察官へ通報等を行う努力義務を追加（第7条：通報等）



※インターネット上の違法情報等の通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行う窓口

行政・県民・事業者がワンチームで被害を防止!

(第8条：被害の防止に関する留意事項)

県民の皆さまへのお願い

日常生活で実践していただきたい被害防止のポイント

☑ 電話しながら
ATMを操作
しない!



☑ 宅配便で
現金を送らない!



☑ 家族・金融機関以外の
指示でインターネットバンキング
の手続をしない!



人と人との絆で防ごう! 特殊詐欺!

不安を感じたら
連絡!

いやや!
188消費者ホットライン / #9110警察相談専用電話